

## 校 則

### 生 徒 心 得

本校生徒は常に生徒の本分を尽くし、清潔で明朗な気風と健全な心身を養うように努力し、次のことを守るように心がけること。

#### (1) 生活

- 1 登校は8時30分までとする。
- 2 放課前に外出しなければならない時は、学級担任に外出許可を得ること。
- 3 暴力・いじめなど肉体的・精神的な暴力は絶対してはならない。
- 4 飲酒・喫煙（電子タバコを含む）は厳禁とする。
- 5 交通関係法規を厳守すること。
- 6 生徒として好ましくない飲食店・遊技場への出入りは厳禁とする。
- 7 放課後・休業日に校舎・用具を使用する時は係職員の許可を得ること。
- 8 校舎・用具を破損、汚損した時は係職員に届け出ること。
- 9 盗難防止のためにロッカーを使用すること。
- 10 服装・頭髪は校則を遵守すること。
- 11 原動機付自転車・自動車の免許取得は別に定める。
- 12 自転車および原動機付自転車を使用しての登校は別に定める。
- 13 アルバイトについては別に定める。

#### (2) 諸手続・届け出

次の場合は学校所定の用紙により「願い」を提出する。

- 1 休学・復学・転学・退学及び再入学の場合。
- 2 各種証明書などの交付を受ける場合。

## 服装などについての規定

第1条 生徒は登下校するとき，学校行事で外出するとき，校内にいるとき，及び校長が必要と認めるとき制服を着用しなければならない。制服の着用の時期及び身だしなみについては本規定を守らなければならない。

第2条 制服は学校が指定するものを着用しなければならない。制服とは，ジャケット，スカート，スラックス，ネクタイ，シャツを総称したものである。

第3条 制服の定義は次のとおりとする。

- 1 冬季制服 ジャケット，ネクタイ，冬季スラックス・スカート，長袖シャツ
- 2 夏季制服 夏季スラックス・スカート，半袖シャツ（長袖の使用を認める），ネクタイ
- 3 夏季の略装 半袖シャツ（ネクタイ未装着可）
- 4 夏季と冬季の移行期の服装は①・②・③の項の服装とする。
- 5 本条において冬季とは10月から翌年の5月までをいい，夏季とは6月から9月までをいう。移行期はそのつど校長が定める。

第4条 制服の着用に際して守らなければならないことは次のとおりである。

- 1 制服は指定されたとおりに着用しなければならない。
- 2 制服に手を加えて加工するなどの細工を施してはならない。変造した場合は再購入をすること。
- 3 防寒用にカーディガンを着用する場合はジャケットの内側のみとし，色は黒・紺・灰色とする。カーディガン姿のまま授業に出たり，校内外でその状態のままでいたりしてはならない。
- 4 スカートの下にジャージやスウェット等を着用してはならない。
- 5 毛布を腰に巻いての教室移動はしてはならない。
- 6 ストッキングやタイツの色はベージュ色または黒色とする。

第5条 制服以外の身だしなみについては、次のことを守らなければならない。

- 1 化粧・装飾品（ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレットなど）を身につけてはならない。
- 2 頭髪については、染毛、エクステ、ストレートパーマを除くパーマは禁止とする。
- 3 校内では内履きと外履きをはっきり使い分け、靴のかかとを踏みつぶしてはならない。
- 4 その他、人に不快感を与えるような身だしなみをしてはならない。

第6条 特別の事情によって本規定による服装ができないときは、その旨を申し出た上で、校長の指示に従うこと。

## 交通関係免許取得及び通学規程

第1条 原動機付自転車・自動車の免許取得および通学について

- 1 原動機付自転車の免許取得は届出制とする。
- 2 原動機付自転車の免許取得は1学年の3学期終業式以降とする。
- 3 自動二輪の免許取得及び運転は禁止する。
- 4 普通自動車の免許取得のための自動車学校入校日は2学期期末考査終了以降とする。
- 5 在籍中の普通自動車の運転は保護者同乗であること。
- 6 普通自動車に保護者が同乗していても、通学に利用することは禁止する。

第2条 法令の遵守

自転車・原動機付自転車を運転するものは、交通法規ならびに校内法規を遵守すること。

両規定に違反したときは直ちに申告または届け出ること。

### 第3条 自転車・原動機付自転車を使用しての登校について

- 1 自転車通学・原動機付自転車通学をする場合は所定の「通学願」を提出し、許可を得なければならない。
- 2 原動機付自転車の免許取得者・原動機付自転車通学を希望する者は、年2回予定されている「バイク安全運転実技講習会」を受けなければならない。
- 3 原動機付自転車通学を許可される者は次の者である。
  - 「バイク安全運転実技講習会」を受けた者。
  - 自宅から学校までもしくは最寄の駅までの距離が3km以上10km未満の者。ただし、距離は「原則」であり、保護者より考慮すべき理由の申し出があった場合は担任・生徒指導部で協議し許可する。
- 4 自転車・原動機付自転車の通学を許可された者は、所定の場所にステッカーを貼付しなければならない。
- 5 原動機付自転車に使用するヘルメットは、ジェット型もしくはフルフェイスとする。
- 6 原動機付自転車通学を許可されていても改造した場合は許可を取り消す。
- 7 自転車の通学禁止期間を初雪から3月末までと定める。ただし、路面状況を見て安全が確認できた場合は、使用することができる。
- 8 原動機付自転車は、遠距離であることや、移動速度が速いことを考慮し、降雪がなくても路面凍結の恐れがある12月1日より3月末まで通学禁止期間とする。

### 第4条 免許取得後の届出及び通学許可願

- 1 免許取得の届出の方法  
学級担任に免許取得の報告をし、所定の「免許取得届」に記入し、学級担任に届け出る
- 2 「通学許可願」の届出の方法  
通学許可の条件を満たすものは所定の「通学許可願」を学級担任に提出し、生徒指導部の許可を得なければならない。

## 携帯電話の使用制限について

- 1 S H Rから終礼まで使用禁止とする。10分休み・昼休みも同様とする。
- 2 S H R開始までに携帯電話の電源を切り、個人ロッカーにしまい、施錠する。
- 3 清掃当番の者は清掃終了まで使用禁止とする。
- 4 考査期間中については、当日における全クラスの考査、ならびに授業終了まで使用禁止とする。
- 5 学校行事については、原則、授業時間帯と同様の取り扱いとする。  
修学旅行など泊を伴うものについては学年等、担当者との協議により詳細を決定する。
- 6 緊急時などは別途取り扱う。
- 7 ゲーム機器については校内への持ち込みを禁止し、通信機能のある電子機器は携帯電話と同様の扱いとする。

## アルバイトについて

第 1 条 「家庭の事情等」によりアルバイトを希望する場合は、「アルバイト届」を提出し、アルバイト先や回数、勤務時間については家庭で相談の上で行うこと。ただし、アルバイト先の制限や期間、勤務時間の制限は学校の規則を守ること。

- 1 アルバイトの制限は以下とする。
- 2 アルバイトは 1 学年中間考査成績発表後とする。
- 3 高校生の就業先としてふさわしくない各種遊技場や、居酒屋等の酒類が主たる飲食店でのアルバイトは行わないこと。
- 4 就業時間が早朝・深夜に及んだり、学業に支障をきたすおそれのある職種は禁止とする。
- 5 定期考査 1 週間前から考査終了まではアルバイトを行わないこと。
- 6 学校生活に支障をきたす状況がみられた場合、アルバイトについて保護者と検討をする。
- 7 アルバイトを契機に好ましくない交友関係が広がったり、生活が乱れたりすることが無いように、帰宅時間を連絡するなど、自己の生活のあり方に注意すること。